

議案第 25 号

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三次市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。